

〔1〕 大規模小売店舗届出書

様式第2（第6条関係）

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年3月24日

和歌山県知事 様

丸長商事株式会社
代表取締役 岡地 正浩
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

株式会社東海セイムス
代表取締役 松本 旭生
三重県松阪市久保町1456番地4

アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役 野尻 幸宏
神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

大規模小売店舗立地法第6条第1項及び第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 下万呂ショッピングセンター
所在地 和歌山県田辺市下万呂573番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
丸長商事株式会社	和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号	代表取締役 柴田 哲男	-
株式会社東海セイムス	三重県松阪市久保町1456番地4	代表取締役 北原 直仁	-
アイ・ティー・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	代表取締役 野尻 幸宏	-

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
丸長商事株式会社	和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号	代表取締役 岡地 正浩	令和6年3月20日 代表者変更
株式会社東海セイムス	三重県松阪市久保町1456番地4	代表取締役 松本 旭生	令和6年4月1日 代表者変更
アイ・ティー・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	代表取締役 野尻 幸宏	-

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)

No	名称	代表者	住所	備考
1	紀南農業協同組合	代表理事 山本 治夫	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 24 番 17 号	-
2	有限会社 ダイナミック	代表取締役 鎌倉 正明	和歌山県田辺市高雄三丁目 6 番 1 号	令和 6 年 2 月 29 日 退店
3	株式会社 東海セイムス	代表取締役 北原 直仁	三重県松阪市久保町 1456 番地 4	-
4	アイ・ティー・ エックス株式会社	代表取締役 野尻 幸宏	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号	-

(変更後)

No	名称	代表者	住所	備考
1	紀南農業協同組合	代表理事 山本 治夫	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 24 番 17 号	-
2	株式会社 東海セイムス	代表取締役 松本 旭生	三重県松阪市久保町 1456 番地 4	令和 6 年 4 月 1 日 代表者変更
3	アイ・ティー・ エックス株式会社	代表取締役 野尻 幸宏	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号	-

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
紀南農業協同組合	午前9時00分	午後9時00分	-
有限会社ダイナミック	午前9時00分	午後9時00分	-
株式会社東海セイムス	午前8時30分	午後11時00分	-
アイ・ティー・エックス株式会社	午前8時30分	午後11時00分	-

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
紀南農業協同組合	午前9時00分	午後9時00分	-
未定	午前0時00分	翌午前0時00分	24時間営業
株式会社東海セイムス	午前0時00分	翌午前0時00分	24時間営業
アイ・ティー・エックス株式会社	午前8時30分	午後11時00分	-

(4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設あ	午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設い	午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設う	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設え	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設あ	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設い	
荷さばき施設う	
荷さばき施設え	

3 変更する年月日

- (1) 令和6年3月20日他
- (2) 令和6年2月29日他
- (3)及び(4) 令和7年3月25日

4 変更する理由

- (1) 代表者変更のため。
- (2) 小売業者の退店及び小売業者の代表者変更のため。
- (3)及び(4) 運営方法の変更のため。

〔2〕大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

- 1 法人にあっては登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
別添 参照 〔規則 § 4 I ①〕

- 2 主として販売する物品の種類 〔規則 § 4 I ②〕

小売業者名	主として販売する物品
紀南農業協同組合	食料品等
未定	未定
株式会社東海セイムス	食料品、化粧品、医薬品、日用品等
アイ・ティー・エックス株式会社	携帯電話等

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 〔規則 § 4 I ③〕
「図面3 建物配置図及び各階平面図」 参照

- 4 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 〔規則 § 4 I ⑦〕

荷さばき施設あ

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
4t車以下	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	17 台
合計		17 台
ピーク時の搬出入車両の台数		5 台

荷さばき施設い

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
4t車以下	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	10 台
合計		10 台
ピーク時の搬出入車両の台数		3 台

荷さばき施設う

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
4t車以下	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	2 台
合計		2 台
ピーク時の搬出入車両の台数		1 台

荷さばき施設え

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
4t車以下	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分	2 台
合計		2 台
ピーク時の搬出入車両の台数		1 台

- 5 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあたっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 I ⑨]

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無	－	－
空調機室外機	有	A 棟:午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 B 棟:24 時間 C 棟:24 時間 D 棟:午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分	騒音源及び予測地点配置図 参照
冷凍機室外機	有	A 棟:24 時間 C 棟:24 時間	騒音源及び予測地点配置図 参照
送風機	無	－	－
換気口	有	A 棟:午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 B 棟:24 時間 C 棟:24 時間 D 棟:午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分	騒音源及び予測地点配置図 参照

- 6 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑩]

① 昼間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	昼間						
	A 地点		B 地点	C 地点		D 地点	E 地点
	1.2m	4.2m	1.2m	1.2m	4.2m	0.8m	0.5m
等価騒音レベル①(定常騒音)	46.4	46.4	49.3	40.7	40.7	44.8	41.7
等価騒音レベル②(変動騒音)	36.7	36.6	38.9	35.3	35.3	40.3	36.5
等価騒音レベル③(衝撃騒音)	27.9	27.9	31.5	27.5	27.5	32.0	29.9
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル④	46.9	46.9	49.7	42.0	42.0	46.3	43.1
等価騒音レベル⑤(自動車走行音)	36.3	36.3	43.6	37.7	37.7	43.1	39.8
騒音全体の等価騒音レベル	47.3	47.3	50.7	43.3	43.3	48.0	44.8
環境基準	60	60	60	55	55	60	60

② 夜間の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	夜間						
	A 地点		B 地点	C 地点		D 地点	E 地点
	1.2m	4.2m	1.2m	1.2m	4.2m	0.8m	0.5m
等価騒音レベル①(定常騒音)	42.5	42.5	46.4	38.1	38.1	43.6	39.3
等価騒音レベル②(変動騒音)	－	－	－	－	－	－	－
等価騒音レベル③(衝撃騒音)	－	－	－	－	－	－	－
自動車走行騒音以外の等価騒音レベル④	42.5	42.5	46.4	38.1	38.1	43.6	39.3
等価騒音レベル⑤(自動車走行音)	34.2	34.2	42.9	36.2	36.2	40.0	38.0
騒音全体の等価騒音レベル	43.1	43.1	48.0	40.3	40.3	45.2	41.7
環境基準	50	50	50	45	45	50	50

<評価>

全ての予測地点において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準を下回ります。
従って、周辺の生活環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

- 7 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑪]

① 夜間(午後 10 時～午前 6 時)において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	P1 地点		P2 地点	P3 地点		P4 地点	P5 地点
	1.2m	4.2m	1.2m	1.2m	4.2m	0.8m	0.5m
定常騒音の最大値(dB)	46.4	46.4	48.8	40.7	40.7	41.3	43.2
変動騒音中の最大値(dB)	－	－	－	－	－	－	－
衝撃騒音中の最大値(dB)	－	－	－	－	－	－	－
自動車走行音中の最大値(dB)	72.4	61.5	72.4	53.8	53.2	75.9	79.9
規制基準値(dB)	55	55	55	55	55	55	55

予測地点 P3 において、騒音レベルの最大値は規制基準を下回ります。
 予測地点 P1・P2・P4・P5 において、騒音レベルの最大値は規制基準を上回ります。
 そこで、保全対象側(隣地敷地境界)にて再度予測いたしました。

騒音発生源	P1' 地点		P2' 地点	P4' 地点	P5' 地点
	1.2m	4.2m	1.2m	1.2m	4.2m
定常騒音の最大値(dB)	45.8	45.9	48.3	40.6	40.6
変動騒音中の最大値(dB)	－	－	－	－	－
衝撃騒音中の最大値(dB)	－	－	－	－	－
自動車走行音中の最大値(dB)	59.5	57.5	59.7	54.4	44.4
規制基準値(dB)	55	55	55	55	55

予測地点 P4'・P5' において、騒音レベルの最大値は規制基準を下回ります。
 予測地点 P1'・P2' において、騒音レベルの最大値は規制基準を上回ります。
 そこで、更に保全対象側(直近住居外壁)にて再度予測いたしました。

騒音発生源	P1'' 地点		P2'' 地点
	1.2m	4.2m	1.2m
定常騒音の最大値(dB)	42.5	42.5	46.4
変動騒音中の最大値(dB)	－	－	－
衝撃騒音中の最大値(dB)	－	－	－
自動車走行音中の最大値(dB)	37.5	37.5	53.9
規制基準値(dB)	55	55	55

<評価>

全ての予測地点において、騒音レベルの最大値は規制基準を下回ります。
 従って、周辺環境への騒音の影響は軽微であると考えます。

〔3〕 添付図面（届出事項・添付書類編分）

図面1 広域見取図

図面2 周辺見取図

図面3 建物配置図及び各階平面図